(井上会長) 事務局が推進員中心とする考えなのはなぜですか。

(事務局) 一般の市民向けだと内容を広範にする必要があるので、推進員向けとして

動物に接することが多い方向けに掘り下げた専門的な内容で、話ができる

かと思います。

(大矢委員) 広く一般市民に啓発するのであれば、それを目的とするべきです。今回

は、飼い主に指導的な立場となることもある推進員向けに専門的な話をす

る機会とするのがいいと思います。

(植竹委員) 大矢委員に賛成です。

(佐藤委員) 賛成です。

(井上会長) 今回は、推進員対象に少し掘り下げた内容でおこなうということでよろし

いですか。法律をからめた感染症と、狂犬病の話の2題ということで。講

師は1人でも十分ですし、2つに分けてもいいと思います。

次に第3回の情報交換会、活動状況報告会の研修について御意見を伺いま

す。去年参加された方の感想などはいかがでしょうか。

(大矢委員) 本協議会の委員は話し合いの中に入らず、推進員のみで始め、委員は後ろ

で見ていてグループ分けの後から入った感じでした。

(矢吹委員) 委員は話を聞いているだけでした。その後の反省会で、協議会委員も話し

合いの中に入って、意見交換に加わったらどうかという話が出ました。

(山田委員) 猫グループのほうは、委員も参加し、いろいろと話が出ました。

(事務局) 2年前の意見交換会では協議会委員は後ろで聞いていただきました。去年

は推進員の中に委員が入り、話をしていただきました。

(矢吹副会長) いろいろ質問されて、推進員から意見が出たと思います。議事録のような

ものはありますか。

(事務局) 犬と猫のそれぞれのグループに動愛センター職員が入って、メモ程度の記

録はとっています。

(矢吹副会長) その意見は活かされているのでしょうか。意見交換会で話が出たものをふ

まえて、動物行政に推進員の声を活かしてほしい。

(事務局) 猫グループでは、推進員各自の活動状況を報告していただくと同時に、な

かなかつかまらない猫に対しての対応などの個別の質問に山田委員などから答えていただいたような形式でした。動物行政について、具体的な改

善案をいただくことはありませんでした。

(矢吹副会長) 今後も意見交換会に出された話や意見をふまえて、動物行政に反映してほ

しいです。

(山田委員) 私もぜひ議事録を残していただきたいです。前回の報告会で出た意見で、

野良猫の捕獲時に他の動物が捕獲されてしまうなどの報告も聞いています。野生動物への対処などの質問があったりもしたので、ぜひ議事を残し、

つなげてほしいです。

(事務局) 活動状況報告会では、個別の事例を持ち寄っていただき、それぞれの対応

を話していただきました。そういう場を多く設けてほしいという意見がありましたので、その後学習会やグループワークを開催しています。まだ一部分ではあるので、いただいたご意見を業務への活用や、推進員の活動内容の発展につなげていきたいと考えています。今後、ご意見をまとめてお

示ししたいと思います。

(井上会長) メモ書きをまとめていただき、協議会にフィードバックしていただけれ

ば、ここの考え方もまとまっていくと思います。第3回研修会については、 内容についてご意見があればまだ変更は対応できますよね。 意見があれ ば、事務局に連絡をして追加していく。そして事務局はメモをまとめてフ

ィードバックをするということでお願いします。

第4回の研修について、事務局で説明をお願いします。

(事務局) 前回協議会でも案を出しましたが、猫の繁殖シーズンの始まる2月頃に保

護した後の飼養についての話を中心に研修を行いたいと考えています。犬 のしつけも入れると時間が長くなりすぎるので、猫のみの研修で主に猫の

飼養管理や馴致方法についてではどうかと考えています。

(井上会長) 講師や場所など、何か考えがありますか。

(事務局) 前回好評でした、山田委員にお願いできればと考えております。

(山田委員) 他の方がよろしければ、引き受けます。

(井上会長) 講師は山田委員でお願いします。会場については、事務局に一任します。

2回目の10月の研修講師について、ご意見をいただけますか。

(佐藤(雪)委員) 私は野生動物の感染症が専門なので、臨床、犬猫の専門ではないのですが、

候補者としては本学にいます。

(植竹委員) 本学には狂犬病の専門はいないのですが、感染症の専門ならおります。

(佐藤(雪)委員) 狂犬病であれば、本学に1人狂犬病の講義に対応できる先生がいます。

(井上会長) では2回目の講師は、事務局で日大の佐藤委員と調整をお願いします。

事務局からの報告

報告1 平成29年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について

(事務局) 資料2に沿って説明。

(質疑)

(井上会長) 事務局からの報告について、ご質問、ご意見をお願いします。

(山田委員) 3 災害時のペット対策の中で同行避難の訓練についてですが、どのような

広報が行われていますか。

(事務局) 地域防災拠点ごとに異なりますが、防災訓練のお知らせの際の掲示や、役

員から人づてに声をかけるなどして広報を行っています。広報の方法も拠

点に委ねています。

(山田委員) 私の住む地域では、今まで同行避難の訓練を見たことが無いです。この表

だけを見ると、区全体で訓練を行っているような印象を受けます。

(大矢委員) 拠点によっても違いますよね。私の住む地域でも同行避難の訓練は見たこ

とがないです。

(事務局) 地域防災拠点への同行避難の啓発について、重点をおいております。ブー

スでの啓発もおこないますが、それ以上に同行避難について拠点への働きかけを積極的にすすめております。同行避難を実施するかどうかは拠点の運営委員の判断になります。今年度、横浜市の防災計画を変更したのとあわせて、防災拠点の運営マニュアルも変更しています。運営委員会の拠点の委員の皆様が集まる場で、危機管理室、動物愛護センターや生活衛生課

が同行避難について説明をしています。

(大矢委員) 防災展示を29年度は西区だけやっていないけれど、動愛センターから展

示をするようにという指導をしているのですか。市の主導ではなく、区に

まかせているのですか。

(事務局) 訓練の内容は拠点の運営委員会の判断になりますが、市としては全体的に

進めていく方向です。

(大矢委員) 区により温度差があるように思います。ようやく17区まで実施するよう

になってきたので、市で主導して進めてほしいです。各区の窓口で意識が

高まるのではないでしょうか。

(田代委員) 港北では毎年同行避難訓練をやっているようだけれど、1度も参加したこ

とが無いですし、お知らせを見たこともありません。問い合わせ先を聞いたら、各区に聞くように言われましたが、一覧で各区のスケジュールが確

認できるホームページなどがあるといいと思います。

(事務局)

災害時のペット対策のピンクの冊子ができたときに、全区の拠点運営委員 長会議でご説明し、ご理解ご協力を依頼しました。その後、生活衛生課の 職制会議にもペット受入体制や同行避難訓練の実施をするよう、毎年働き かけています。拠点の運営や訓練の内容、実施方法については地域防災拠 点の運営委員が自主的に決めることであり、生活衛生課の職員が担当とな っている拠点では直接働きかけしやすいのですが、すべての拠点で実施す るところまでいっていません。今年は市の防災計画に同行避難の場所を確 保しましょうと新たに記載しました。みなさんと共に、ペットの災害対策 について特に力をいれたいと思っていますし、同行避難については秋に行 われる避難訓練において、多くの拠点に取り入れていただくために、取り 組んでいきたいと考えています。

8月11日の災害対策の研修会について、7月の広報に載せました。町内 会長、自治会長からの問い合わせもあり、関心が高まっているのかなと考 えています。

(矢吹副会長)

防災拠点で、町内会長が声をかけて同行避難訓練をやっているようだけれ ど、他の方は何をしているのかわからない。同行避難なんてしているの? という人もいる。災害は大きな問題だから、拠点で動くにしてもアナウン スをしなくてはいけないと思う。どう広報していくのがいいのか考えてほ しい。区民へのお知らせや、町内会だよりに出す、また、こういうことを やりましたという内容をお知らせするといいと思う。

(大矢委員)

狂犬病予防について、犬の登録数が減っているとご説明がありました。登 録数と注射済の数に、4万頭くらいのギャップがあります。横浜は港があ って外国から犬を連れてくる船も多く、危険度が高いと考えています。狂 犬病の怖さはおどかす必要はないが、狂犬病に関する普及啓発の方法が無 いかなと考えています。

(事務局) 接種率を向上させる啓発は必要と考えています。

接種率向上の把握のために、注射猶予の数も表に計上してはどうですか。 (大矢委員) (事務局) 猶予は法で決められた制度ではないので計上することは難しいです。

鑑札等交付事務委託について、今年からペットショップのハードルを下げ (井上会長) て、参加しやすいようにしましたが、受託事業者は増えましたか。販売時 に登録を行えば、未登録は減ります。

(事務局) ペットショップを含め、64 事業者が受託しています。取扱業の犬の販売 業者からの啓発も重要だと思っているので、力を入れてやっていきます。

(井上会長) 販売された犬がすべて店で登録されれば、10~15 年後には未登録犬はい なくなるはずです。

(大矢委員) それと狂犬病予防注射が連動すれば、もっとよくなります。

犬の登録について鑑札等交付事務を受託し、協力を始めて3、4年経ちま (太田委員) す。犬の登録の委託は、他都市ではどうなっていますか。委託しているの は横浜市のみですか。

委託については、横浜市と似た形式で実施している自治体と意見交換をし (事務局) ています。いくつかの自治体で取組をしています。

(太田委員) 横浜周辺にもっと広がっていけばいいと思います。というのも、市内の犬 の購入者はその場で登録ができますが、市外の人へは案内しかできませ ん。この委託が広がっていけば、犬の販売時に登録する業者も増えると思 う。やりたい業者もいるのに、他都市ではできないということもあります。

(事務局) ご意見は他都市との意見交換時に伝えていきたいと思います。

(山田委員) 動物に関する相談のところで、野良猫の不妊去勢手術に関する苦情はどこ

に入っていますか。

苦情内容の内訳で、ふんで困っている場合はふんの苦情のところ、世話し (事務局)

ている方からの話は相談に入ります。飼い主のいない猫の苦情で計上しているのは1678件、28年度から減っていますが相談と苦情の定義を変えたことの影響でもあります。犬に関しては苦情から相談に計上方法を変更したものが明らかにあります。猫に関しては、全体的にバランスよく減っているため全体的に苦情が減っているという解釈もできると思います。

(山田委員) 飼えなくなった犬の収容が増えているが、何か要因があるのですか。

(事務局) 要因は多頭飼育崩壊による収容です。犬も猫も同じです。ゴミ屋敷条例に 関して、積極的に関与しているということもあるし、そういう事例も目立

つようになっています。大きな課題として考えています。

(山田委員) 何件くらいあるのでしょうか。

(事務局) 犬では4頭以上の引取りが6件。一番多いのが11頭、全部で37頭です。

猫は17件。一番多いのが11頭、合計で114頭ありました。

(矢吹副会長) 多頭飼育に関して、飼い主本人から直接連絡が入りますか。どういう状況

で情報が入るのでしょうか。

(事務局) いろいろなケースがあります。ご本人からや、福祉関係、また、近所の方

からの苦情があり見に行くケースもあります。

(山田委員) 譲渡についてですが、猫の譲渡数が減っている理由は何ですか。

(事務局) 収容頭数が減っています。ケガや、弱っているような譲渡できない猫の比

率が変わらずあるので、一般の方に譲渡できる猫の数が減っていると思い

ます。

(山田委員) 譲渡した犬猫以外の動物は何ですか。

(事務局) イエバトとセキセイインコです。

(矢吹副会長) 傷病について質問します。横浜市と獣医師会が委託業務を行っていて、17

時以降、土日に負傷の動物がいた場合は動物病院で引取りを行うことになっていますが、どこも引き取ってくれず、どうにかしてほしいという相談が多く入っています。区の動物病院に相談してみてと案内するが、断られてしまっています。委託業務を受けていないのか、病院の事情でできないのかわかりません。結局、いつも同じ先生のところで引き受けてもらって

いる状況です。委託業務が機能していないのではないでしょうか。

(事務局) 市民がけがや病気の犬猫等を保護した場合は、区の生活衛生課または警察

に連絡していただき、対応を確認していただきます。治療の必要がある場合は、動物病院に持ち込みをお願いするケースもあります。持ち込みにあたっては、けがの状況などを確認する必要があるため、窓口は生活衛生課となっています。しかし、閉庁時の緊急性のあるものについて、迅速な対応ができていない場合もあります。今後、警察、動物病院、区の生活衛生課の閉庁時も含めた連携について検討を重ねていく必要があると考えて

います。

(矢吹副会長) よろしくお願いします。市民が困ると民間の団体に相談が回ってきてしま

います。システムがあるのに、機能していないというのが気になります。

(井上会長) 獣医師会で年間どのくらい傷病の動物を取り扱っていますか。

(事務局) 約700件になります。

(井上会長) 市全体で700件、間に合わない時もあると思いますが、努力します。

(山田委員) 個別の開業の先生で、傷病動物の委託業務を受けている先生と受けていな

い先生がいらっしゃいます。それは区の生活衛生課に聞かないとわからないため、土日に相談をされると、獣医師会の先生の一覧を渡して順番に電

話してみてと伝えています。他に方法はないですか?

(井上会長) 獣医師会で会員個人の情報を出すことは考えていません。

(事務局) 基本的には直接傷病の動物を見つけた方が病院にお願いするというシステムではなく、行政に連絡をもらって対応します。休みの日も区役所の業

務員に連絡していただければ、生活衛生課の担当に連絡が入り、動物病院 に連絡します。引取の内容についても案内をさせていただきます。区役所 が間に入ることは、開庁時でも閉庁時でも同じと考えています。

(山田委員) 区役所に電話しても対応してくれないということで回ってくるケースが

多いのですが。

(事務局) そういう状況でしたら、もう一度各区の生活衛生課から区の業務員へ閉庁

時の対応について周知するようにします。

(矢吹副会長) もう一つ、譲渡した犬のマイクロチップの件で伺いたいです。センターで

マイクロチップを装着し、個人譲渡、団体譲渡を行う中で、きちんと全頭 データを登録した報告が上がってきていますか。中には登録していない人

がいると聞いています。

(事務局) センターから譲渡する犬猫についてはすべてマイクロチップを埋め込み、

データ登録については新しい飼い主にしていただくよう十分説明してお渡ししているのですが、たまに登録していただけない飼い主がいます。その後、機会を設けて催促はしていますが、100%登録されていないのが現

状なので、今後もフォローしていく必要があると考えています。

(矢吹副会長) 所有権が移ってしまうと難しくて、譲渡した後で登録しない方がいます。

自分の犬、猫だからという理屈で登録しないのですが、今後どういう方策

をとる考えですか。

(事務局) 譲渡要綱に返還の規定はなく、マイクロチップを登録しないから返還とい

うのも難しいと思うので、根気よく案内を続けていきます。適正に飼育し

ているのであれば、声掛けを続けていくしかないかと思います。

(井上会長) 獣医師会の場合は、マイクロチップを打った場合は獣医師が AIPO にデー

タ登録すると決めているので、100%登録できています。

(矢吹副会長) 全頭、愛護センターで登録したらどうでしょうか。

(井上会長) 愛護センターで番号を控えておくということですか。登録手数料が 1000

円かかってしまうから難しいのでは。

(事務局) 愛護センターとして登録はしていませんが、番号は控えているので、登録

をしていない飼い主の把握はできています。

(矢吹副会長) そのままにしておかないで、何かいい方法をお願いします。

(山田委員) 獣医師会は飼い主からお金と書類を預かって、代わりに登録しているので

すね。行政ではそれはできないのですか。

(事務局) 行政ではお金を代わりにお預かりするというのは難しいですが、マイクロ

チップの登録に関しては環境省でも審議を進めているので、情勢も見ながら、また検討させていただければと思います。ご意見をたくさんいただい

たので、こちらでも考えていきます。

(井上会長) その他なにかありますか。

(太田委員) 先ほど、鑑札等交付事務委託事業者の話がありましたが、64 というのは

64 か所ですか。64 業者ですか。

(事務局) 委託事業者すべてで64です。獣医師会も1事業者として含まれるので、

少なくなっています。実際に犬の登録ができる事業所は獣医師会の施設を

合わせて320か所程度あります。

報告2 協議会委員の任期満了について

(事務局) 資料3に沿って説明。

再任につきましては、協議会運営要綱と付属機関の設置及び運営に関する要綱にあります通り、引き続き10年を超えることがなければ可能となってはなり、

ております。

(質疑)

(井上会長) 今は協議会が始まって4期目なので、最初から任命されている方も、もう

1回再任できます。次に5期を迎える方はどなたがいらっしゃいますか。

(事務局) 兵藤委員、矢吹委員、朴委員、大矢委員の4名になります。

(大矢委員) 年齢制限はないのですか。

(事務局) 年齢制限はありません。男女比の目標値はあります。

報告3 平成30年度横浜市動物愛護管理業務計画について

(事務局) 資料4に沿って説明。

(質疑)

(井上会長) ご意見等お願いします。

(植竹委員) 動物取扱業の登録のうち、保管業が増えてきているが、何か背景がありま

すか。新規の事業所を見に行って特に問題はないですか。

(事務局) 保管業で今増えているのは施設があって預かる業者よりも、施設を持た

ず、飼い主のところへ出かけていって世話をするペットシッターが増えて

きています。

(植竹委員) 出かけていくなら、施設に問題は無いですね。動物は環境が変わることが

ストレスになりますし、保管業が増えてきているとなると、中には取扱いの不適切な方もいるかなと思い、質問させていただきました。シッターということであれば、ある程度知識がある方がやっているのですか。問題が

起きないか、今後見ておいたほうがいいですね。

(井上会長) そういう方も取扱業の研修の対象になっていて、受けなければいけないの

ですよね。

(事務局) 毎年1回の責任者研修の受講対象となります。また、5年ごとに登録更新

の手続きをとります。施設が無いので、調査には行きませんが、台帳など

の確認を行っています。

(山田委員) 老犬ホームや老猫ホームは横浜市ではどんな状態ですか。立ち入りは行っ

ていますか。

(事務局) 譲受飼養業の5件がこれにあたります。施設のある事業所なので、調査を

行っています。

(大矢委員) 特定動物について、質問します。事業内容に逸走等防止のための飼養又は

保管状況等の監視とありますが、ここに災害時の対応を入れることはできませんか。動物園などは頑丈な施設で飼養されているので、問題ないのですが、特定動物の中で食肉目7頭、タカ目、トカゲ目、ワニ目がペットとして飼われています。一生飼うというだけでなく、災害時に耐えられる施設があるのかなど、大切なことだと思うので、これについて一言加えられないでしょうか。今、オリ等の規格がありますが、逸走防止のことしか考

えられていないのです。

(事務局) 災害時の対応について、監視時に確認していくというご意見で承ります。

(井上会長) 他にはありますか。

(佐藤雪)委員) 計画案の確認ですが、29 年度のデータはまだ速報値でこの計画案には反

映されてないのでしょうか。28年度までのデータになるのですか。

(事務局) 昨年度に次年度の計画として作成しているので、28年度のデータで作成

しています。

(佐藤(雪)委員) 13 ページの災害時の連携に関して、動愛法所管の環境省との連携が必要

と思います。

(井上会長) 他にご意見等ございますか。なければ協議会を閉会します。

閉会